

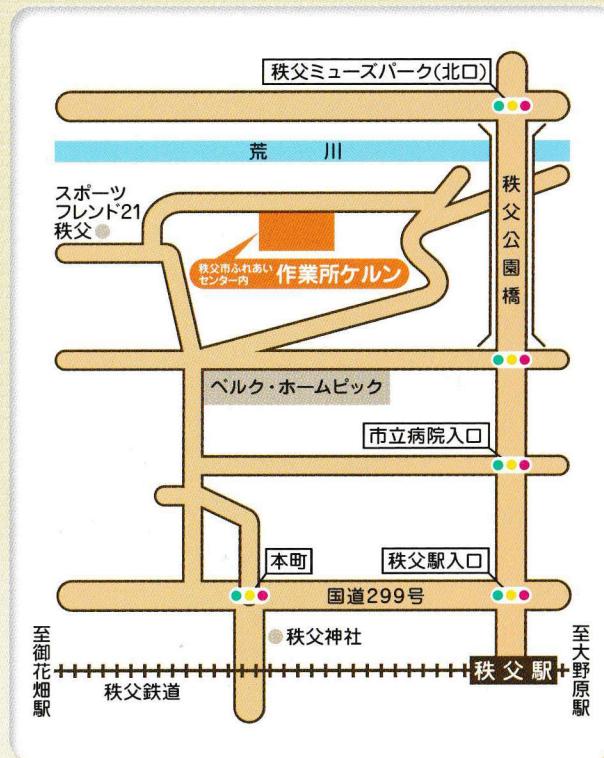
作業所ケルンとは…

障害者総合支援法に基づく
障害者福祉サービス
就労継続支援B型の事業所です。

事業所内において
就労の機会や生産活動の
機会を提供し、
知識・能力が高まった人へ
就労への移行に向け
支援を行います。



ご案内図



〒368-0051
埼玉県秩父市中村町3-12-23
秩父市ふれあいセンター内
作業所 ケルン
TEL・FAX 0494-22-8806

作業所 ケルン

ご案内

精神障害者の社会的自立と
自己実現のために!!



精神障害者をサポートする
NPO(特定非営利活動)法人 ケルン

開所日&利用時間

開 所 日

月曜日～金曜日
(土曜日・日曜日・祝祭日休み)

利 用 時 間

午前9:00～午後4:00

1 日 の 流 れ

- 一 9:00 作業開始
- 二 10:30 休憩
- 三 10:45 作業
- 四 12:00 昼食
- 五 1:00 作業開始
- 六 2:15 休憩
- 七 2:30 作業
- 八 4:00 終了

活 動 内 容

- * 手工芸品づくり作業
- * 包装・袋入れ その他軽作業
- * 草刈り その他所外作業
- * バザー・イベントへの参加



利 用 す る に は…

随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

- ①見学 事前に電話でご連絡の上、来所して下さい。
- ②面接 作業所へ来ていただき、面接をさせていただきます。
- ③体験利用 作業などを体験していただきます。
- ④利用登録 規定の書類を提出していただきます。

※通院や服薬ができるおり、主治医や家族が通所を了解している方に限ります。

利 用 料

・お茶代月200円

行 事 レクリエーション

- * スポーツ
- * 調理実習
- * 親睦旅行
- * 食事会
- * 季節ごとの行事
- * 交流会など

